

平成 24 年 9 月 19 日 原規総発 120919024 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会の後援等の取扱要領を次のように定める。

平成 24 年 9 月 19 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会の後援等の取扱要領

講演会、講習会、展示会、普及・啓発運動その他の行事（以下「行事」という。）、映画、図書等に対し、原子力規制委員会の後援、協賛、賛助、監修、推薦等（以下「後援等」という。）の名義の使用を承認する場合には、原則としてこの要領に定めるところによる。

なお、後援名義等の使用については、安易に承認することで、かえって、その政策的意義を無くすことにならないようにすることが必要であり、とりわけ、「規制と利用の分離」等の原子力規制委員会の設立趣旨に反することにならないよう特段の配慮が求められる。さらに、主催者たる団体の運営等に不明朗又は不健全な点が認められるとき、承認により政治面等において行政の中立性が損なわれるおそれがあるときは承認することは許されない。

1 後援等の種別

(1) 後援、協賛、賛助等

原則として、後援の名義は、2 の承認の基準に照らして、原子力規制委員会として行事の趣旨に賛同し、積極的に後援する価値のあるものに使用するものとし、これに準ずるものには協賛、賛助等の名義を使用するものとする。

(2) 監修、推薦等

原則として監修、推薦の名義は2 の承認の基準に照らして、原子力規制委員会として映画、図書等の趣旨に賛同し、積極的に監修、推薦する価値のあるものに使用するものとする。

2 承認の基準

(1) 主催者(映画、図書等にあつては製作者等。以下同じ。)の制限

主催者が次の号のいずれか一つに該当するものであること。

ア 国の行政機関(特殊法人、認可法人等政府関係機関を含む。)及び国立大学法人並びに独立行政法人

- イ 地方公共団体（公立大学法人、地方独立法人を含む）
- ウ 国際機関等
- エ 公益社団法人・公益財団法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く）
- オ 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関
- カ 行事の開催を目的として設けられた実行委員会、組織委員会（その事務局が国の行政機関、国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体、原子力規制委員会記者室に常駐する報道機関、公益社団法人又は公益財団法人に置かれており、かつ、当該団体等の長又はそれに準ずる者が構成メンバーになっているもの、及びその構成メンバーが主として国の行政機関、国立大学法人、独立行政法人、地方公共団体、原子力規制委員会記者室に常駐する報道機関、公益社団法人又は公益財団法人の長又はそれに準ずる者であるものに限る。以下「実行委員会等」という。）
- キ その他上記各号に準ずると認められるもの（一般社団法人・一般財団法人・特定非営利活動法人を含む）

(2) 行事、映画、図書等の内容の制限

その内容が、次の各号に適合するものであること。

- ア 原子力規制委員会の所管行政の推進に積極的に寄与すると認められること。
- イ 営利を主たる目的としないと認められること。
なお、主催者又は特定の参加者が行事等の実施から直接利潤を得ると考えられる場合は、主催者等の公益性にかかわらず承認をしないものとする。
- ウ 行事の収支計画が確実であって、その透明性が確保されていること。例えば、予算に、収入のめどや余剰金が出た場合の処理が明確であること。
- エ その目的が広い地域又は国民一般を対象とするものであること。（参加予定者数が百人未満の行事等は承認しない。）
- オ 行事等が原子力規制委員会の委託事業でないこと。

(3) その他

(1)から(2)の基準によるほか、後援等の名義の使用を承認したことによって、いやしくも原子力規制委員会の信用を失墜することがないように配慮すること。

また、行事の開催について、事故防止、廃棄物対策、温暖化防止対策等に十分な措置が講ぜられていることに留意すること。

なお、同じ主催者が同時期に二つの類似した行事等を実施する場合には、

これらを統合することを促し、極力単一の承認とすること。

3 各課室等の監修名義

各課室等がその名義で監修名義を出す場合は、2. の取扱いの基準に準じ、各課室等の基準によることとする。

4 事務処理手続き

(1) 申請

ア 行事の承認申請

当該行事の名義使用期間開始日の少なくとも1か月前までに、原子力規制委員会宛ての申請書(別紙書式1を、主催者から提出させるものとする。申請書には、次の事項を記載した書類を添付させなければならない。

(ア) 開催方法の概要(議事次第(開催の趣旨又は目的、日時又は期間、場所)、出席者、出品内容、使用施設、事故防止、後援団体、入場料、廃棄物対策、温暖化防止対策等)

(イ) 収支予算書

(ウ) 主催者が民間団体である場合には、原則として、定款、寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等その団体の性格、内容を示す書類

(エ) その他必要と思われる書類

イ 映画、図書等の承認申請

原子力規制委員会宛ての申請書(映画等にあつては別紙書式2、図書等にあつては別紙書式3)を、製作者等から提出させるものとする。

(2) 承認手続き

承認までの手続きは、次の要領によるものとする。

ア 申請書の提出を受けた主管課において受理、審査、起案し、関係課等に合議し、原子力規制委員会行政文書管理要領(原規総発120919005号)に基づく決裁を受けるものとする。

イ 主管課は、審査の結果、後援等の使用の決裁を受けたときは、別紙書式4により申請者に通知するものとする。

(3) 監督指導

承認後においても、主管課は、次の要領により、主催者を監督指導するものとする。

ア 主催者がこの要領の主旨に違反しないよう常に注意すること。

イ 主催者が開催方法等を変更したときは、これを遅滞なく報告させるもの

とする。

ウ 主催者がこの要領の主旨に反する行為を行っていることが判明した場合には、主催者に対しその是正勧告すること(違反する行為が行われている疑いがある場合は、現地調査等を行うこと。)

エ 主催者が上記ウの勧告に従わない場合は(緊急を要する場合には、直ちに)、承認を取り消し、主催者に通知するとともに必要な措置をとること。

(4) 結果の報告

主管課は、行事終了後、速やかに主催者から結果報告書を提出させ、関係課に供覧するものとする(総務課長の合議を要しない案件についてはこの限りではない)。

5. 後援名義等の使用承認等に関する報告書

各課室は総務課長の合議を要しない案件(監修名義、全く同趣旨の行事に対する2回目以降の申請に対する下付等)について、前年分を取りまとめて毎年2月末までに総務課に報告すること。

別紙書式1

文 書 番 号
平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

申請者 住 所
氏 名 印

〇〇〇〇に対する原子力規制委員会後援の名義使用の承認について（申請）

下記〇〇〇〇に対する原子力規制委員会後援の名義使用の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 行事の名称及び目的
- 2 行事の主催者
- 3 行事の期間(期日)及び開催場所
- 4 後援名義使用期間及び使用方法

（ 添付書類 ）

- 1 開催方法の概要(議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止、後援団体、入場料、廃棄物対策、地球温暖化対策等)を示す書類
- 2 収支予算書
- 3 主催者が民間団体の場合には定款、寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等団体の性格、内容を示す書類
- 4 その他必要と思われる書類

別紙書式 2

文 書 番 号
平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

申請者 住 所
氏 名 印

〇〇〇〇に対する原子力規制委員会監修(推薦等)の名義使用の承認について(申請)

下記映画等に対する原子力規制委員会監修(推薦等)の名義使用の承認を受けたいので、申請します。

記

1 題名

2 対象

3 内容

4 種別・上映時間等

5 完成(予定)年月日

6 スタッフ

- 企画
- 制作
- 脚本
- 演出
- 監督

○ 撮影

7 価格

8 その他

別紙書式 3

文 書 番 号
平成 年 月 日

原子力規制委員会 殿

申請者 住 所
氏 名 印

〇〇〇〇に対する原子力規制委員会監修(推薦等)の名義使用の承認について(申請)

下記図書等に対する原子力規制委員会監修(推薦等)の名義使用の承認を受けたいので、申請します。

記

1 著者

2 書名

3 対象

4 内容

5 体裁

- 判
- 頁
- 発行部数 部

6 出版社

住所

社名

7 価格

8 その他

別紙書式 4

文 書 番 号
平成 年 月 日

申 請 者 殿

原子力規制委員会 印

〇〇〇〇に対する原子力規制委員会後援(監修等)の名義使用の承認について(回答)

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請のあった標記について、原子力規制委員会後援(監修等)の名義を使用することは、差し支えありません。

なお、事業計画に変更等があった場合(映画、図書等にあつては、内容等に変更があった場合)は、必要な書類を添付して直ちに届け出てください。行事の実施に当たっては、地球温暖化対策、廃棄物対策等に十分配慮してください。

また、行事終了後は、その結果を速やかに報告願います。